

第36回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月25日(木) 午後1時30分から2時25分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史		
会長職務代理者	1番	梶尾	邦広		
委員	2番	高橋	宏吉	3番	渡邊 勝郎
	4番	前谷	篤	5番	菅原 英雄
	6番	谷口	秀夫	7番	猿渡 万里子
	8番	大原	睦生	9番	石井 和裕
	10番	角丸	章	11番	佐々木 孝一
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第1号	現況証明願について
議案第2号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について
議案第3号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士 勇治
事務局次長	野田 勉
事務局事務係係長	篠崎 強
事務局事務係主事	齋藤 史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、大変お疲れ様です。定刻になりましたので、これより第36回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。慣例によりまして、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行くださいますようお願いいたします。

会長 〈開会挨拶〉

本日の議事録署名委員は12番の菊地 匡（きくち ただし）委員、1番の梶尾 邦広（かじお くにひろ）代理です。よろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 皆様、大変お疲れ様です。では、報告第1号について、ご説明いたします。まず、1件目ですが、届出者は

地目は公簿・現況とも畑、面積は4,839㎡の1筆です。令和元年8月3日、相続により土地所有権を取得したものです。本件は、が亡くなられ、子であるが相続されたもので、5月26日に届出を受理して、同日、受理通知を交付し、既に専決処分としています。対象農地は、畑として耕作されています。あっせんの希望は無し、参考に第1号図を添付していますのでご参照いただければと思います。

続いて2件目をご説明します。届出者は、土地の所在は、地目は公簿が田・現況は宅地、面積は707㎡の1筆です。平成21年5月17日、相続により土地所有権を取得したものです。本件は、がお亡くなりになって、子であるが相続されたもので、6月5日に届出を受理、同日、受理通知を交付し、既に専決処分としています。対象農地は、の住宅が建てられていましたが、既に除却され、今後、周辺農地を所有するへの売買が予定されています。あっせんの希望は無し、参考に第2号図を添付していますのでご参照いただければと思います。以上です。

会長 只今の報告についてご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件は承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局 報告第2号をご説明いたします。2件ございます。

1件目は「」ですが、別添1の「農地所有適格法人要件確認書」に要件をまとめていますので、ご覧いただきたいと思います。法人形態の要件、事業の要件、構成員要件、業務執行役員数の要件、これら全てを満たしていることを確認しております。

2件目は「」でございます。別添2の「農地所有適格法人要件確認書」に記載してありますとおり、法人形態の要件、事業の要件、構成員要件、業務執行役員数の要件、これら全てを満たしていることを確認しました。以上、ご報告いたします。

会長 只今の報告についてご質問等ございませんか。

全員
会長
全員
会長
事務局

なし。
質問等がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。
異議なし。
異議なしと認め、本件について、承認することといたします。
続いて議案第1号「現況証明願について」事務局より説明願います。
議案第1号をご説明し、審議を求めたいと思います。
まず1番ですが、願出者は、
、土地所有者は願出者の、並びに、同住所のの共有名義となっています。土地の表示は、地目は公簿、田、面積は204㎡の1筆です。申請目的は地目変更登記のためであり、調査の有無は、5月26日に関係委員に確認をお願いしたところです。申請地には一般住宅が建てられていますが、地目が田となっているため、今後、地目変更を予定していると聞いております。申請地は、農地・採草放牧地以外であり、宅地相当と考えられますので、第3号図をご参照の上、ご審議をよろしく願います。

続いて2番ですが、願出者は、
、土地所有者は願出者と同じです。土地の表示は、地目は公簿、田、面積は2,296㎡の1筆です。申請目的は地目変更登記のためであり、調査の有無は、6月17日に関係委員に確認をお願いしたところです。本案件は、申請地に住宅や納屋が建てられている土地ですが、地目が田となっていることから、今後、地目の変更を行うための申請です。申請地は、農地・採草放牧地以外であり、宅地相当と考えられますので、第4号図をご参照の上、ご審議をよろしく願います。以上です。

会長
全員
会長
全員
会長
事務局

只今、議案第1号について説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。
特にご質問・ご意見がないようですので、本件については異議なしと認めてよろしいですか。
異議なし。
それでは、異議なしと認め証明することといたします。
続きまして、議案第2号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」事務局より説明願います。
議案第2号をご説明し、審議を求めます。
別紙1をご参照いただきたいと思います。
〈「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について」説明〉
以上で議案第2号のご説明を終わります。ご審議をよろしく願います。以上です。

会長
高橋委員
会長
事務局

只今、議案第2号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
7ページ目の農地所有適格法人の報告について、今年から私の地域で営農を始めた法人があります。これまでの適格法人は違法なことは無かったと思いますが、これからはグレーから黒に近い法人が入って来ないとも限らないので、法人を点検する項目を増やしたりすることを検討していかなければならないと思うし、要望したいと思っています。
事務局に回答願いますが、そういうことができるのでしょうか。
農地法で農地所有適格法人になるための要件が幾つか定められています。先ほど報告のあった2つの法人の要件確認書に記載されているのがその要件と

なっていて、法人から農業委員会に報告がありますと、事務局ではその内容を確認して、要件を満たしていることを報告しています。適格であることを確認・報告することは法に基づいて行わなければならないことですが、これ以上に点検項目を増やすことまでは求められておりません。

事務局 この議案は、農業委員会が委任を受けている事務の点検・評価というものです。高橋委員のご心配については、この議案とは別に、その法人がどうかということですよ。

高橋委員 昨年、私も勉強したんですけど、全ての項目を書かなくてもいいようになっています。今後もそれでいいのかと思うものですから。

事務局 少し整理させてください。まず、農地法第3条に基づく農地所有適格法人に該当するかどうかは、先ほどの報告にもありまして、要件確認書で確認することになっています。この要件は、これ以上でもこれ以下でもないのので、この確認は引き続き適切に行っていくしかありません。高橋委員さんの仰ることは、おそらく法人が新規参入する時のことだと思いますが、心配されているのは地域との調和要件など、抽象的な要件をどのように評価することだと思います。

高橋委員 法人の要件確認書とは別という意味？

事務局 そうです。法人の要件確認は先ほどの確認書で示す項目のみとなっています。もし法人が要件を満たしていなければ事務局でも指導したいと思います。これとは別に、新規参入する法人の、例えば、地域との調和要件など微妙な内容をどう考えていくかは整理していく必要があると思っています。この点は、今、お答えできないので、今後、新たな体制の下で考えていければと思いますが、いかがでしょうか。

高橋委員 はい。私も法人の要件確認と混同した部分があるかもしれませんが、新規参入する法人の自覚を促していくことは、農業委員としての仕事でもありますので、今後、そのような方向に向けていただきたいと思っています。

会長 新たな体制になって、そうしたことに取り組んでいきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。よろしいですか。

高橋委員 はい。

会長 その他、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を決定することとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第3号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案第3号をご説明しますので、審議を求めたいと思います。

別紙2をご参照いただきたいと思います。

〈「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」説明〉
以上で議案第3号のご説明を終わります。ご審議をよろしく願いいたします。以上です。

会長 只今、議案第3号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 特にご質問・ご意見がないようですので、本件について決定することとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、本件を決定しますので、今後、議案第2号の「点検・評価」と併

せて、事務局で公表を進めてください。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。
なし。

全員
会長

特にないようですので、続いて、「その他」に入ります。

事務局長

①議会関連等報告

事務局

② 農地法第5条転用事業の完了について

- ・許可年月日 令和元年6月12日
- ・指令番号 空農務第336-2号
- ・転用目的 砂利採取（耕地改良）
- ・農地所有者
- ・転用計画者
- ・所在地番
- ・総面積 農地 24,536 m² その他 0 m² 計 24,536 m²
- ・完了年月日 令和2年5月7日
- ・届出月日 令和2年5月8日

③ 農業委員会活動記録簿の提出について

④ 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援策について

協議会長

⑤ 協議会報告

- ・監査
6月19日（金） 15：30 砂川市役所 3階 小会議室
- ・第2回役員会
6月19日（金） 16：00 砂川市役所 3階 小会議室
- ・第2回総会
6月25日（木） 本定例総会終了後 砂川市役所 3階 中会議室
- ・解散式
新型コロナウイルス感染拡大防止のため見送り
- ・歓送迎会
7月20日（月） 第1回定例総会後

会長

何かご意見、質問等はありませんか

特にないようですので、協議会長から説明のあったとおり、この後、5分ほど休憩をとり、協議会総会を開催したいと思いますので、引き続きよろしくお願いいいたします。

また、次回総会の日程ですが、次回の総会は、新たな委員が任命されて初めて開催される総会です。このため、「農業委員会等に関する法律」により市長が招集することになっていますが、7月20日、午後1時30分からの予定と聞いておりますので、再任された委員はどうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

〈閉会挨拶〉

会 長

署名委員

署名委員